

(提出予定議案：全 13 件)

清川村選挙管理委員会議事日程

令和 6 年 1 2 月 2 日

清川村役場 政策審議室

【 定時登録 】

- 日程第 1 議案第 49 号 選挙人名簿から抹消すること
- 日程第 2 議案第 50 号 選挙人名簿に登録する者を定めること
- 日程第 3 議案第 51 号 地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること
- 日程第 4 議案第 52 号 地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること
- 日程第 5 議案第 53 号 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定めること

【 清川村議会議員選挙 】

- 日程第6 議案第54号 選挙長及び同職務代理者を選任すること
- 日程第7 議案第55号 投票所を定めること
- 日程第8 議案第56号 期日前投票所を定めること
- 日程第9 議案第57号 投票用紙の様式を定めること
- 日程第10 議案第58号 標旗等の委員会印を刷込みとすること
- 日程第11 議案第59号 標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色を定めること
- 日程第12 議案第60号 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色を定めること
- 日程第13 議案第61号 選挙人名簿への登録を行う日を定めること

日程第 1
議案第 49 号

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 2
議案第 5 0 号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 7 4 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は、4 7 である。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 7 6 条第 1 項等に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、7 8 3 である。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第
4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、3 9 2 である。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙長及び同職務代理者を選任すること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者は、次のとおりとする。

選 挙 長		選挙長職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
清川村煤ヶ谷 1103番地の43	大浦文次	清川村煤ヶ谷 1310番地	加藤浩

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

投票所を定めること

令和7年4月20日執行の清川村議会議員選挙における投票所は、次のとおりとする。

投票区	建物の名称	所在地
第1	清川村保健福祉センターやまびこ館 1階 健康学習室	清川村煤ヶ谷 2218番地
第2	宮ヶ瀬地区住民センター集会室	清川村宮ヶ瀬 971番地の53

令和6年12月2日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

期日前投票所を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における期日前投票所は、次のとおりとする。

建物の名称	所在地	設置期間
清川村住民センター 集会室	清川村煤ヶ谷 2216番地	4月16日から 4月19日まで

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

投票用紙の様式を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における投票用紙の様式は、次のとおりとする。

(1) 一般用

候補者氏名
令和七年執行 清川村議会議員選挙投票
○注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書いてください。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。
清川村 選挙管理 委員会印

(2) 点字用

候補者氏名
令和七年執行 清川村議会議員選挙投票
○注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書いてください。 二 候補者でない者の氏名は、書かないでください。
点字
清川村 選挙管理 委員会印

- (備考) 1 清川村選挙管理委員会の印は、刷込みとする。
2 用紙はウグイス色とし、文字は黒色とする。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

標旗等の委員会印を刷込みとすること

令和 7 年 4 月 20 日執行の清川村議会議員選挙において、標旗、選挙運動員章、乗車・乗船章、自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板に押すべき選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙における選挙運動のための標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 標 | 旗 | 白 | 色 |
| 2 | 選挙運動員章 | | 白 | 色 |
| 3 | 乗車・乗船章 | | 白 | 色 |

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色を定めること

令和 7 年 4 月 2 0 日執行の清川村議会議員選挙において、主として選挙運動のために使用する自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 自動車・船舶用表示板 | 白 | 色 |
| 2 | 拡声機用表示板 | 白 | 色 |

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

選挙人名簿への登録を行う日を定めること

令和 7 年 3 月 1 日における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日を、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおり定める。

登録を行う日 令和 7 年 3 月 3 日

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦 文次